

Title	「1572年の規約」について：サン・バルテルミー直後のフランス・プロテスタントの一断面（中）
Author(s)	和田, 光司
Citation	聖学院大学論叢, 12(2): 233-247
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=543
Rights	

聖学院学術情報発信システム：SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

「1572年の規約」について

——サン・バルテルミー直後のフランス・プロテスタントの一断面——(中)

和田 光 司

The Constitution of 1572

——A Perspective on the French Protestants after the Saint Bartholomew's Day Massacre——

Part II

Mitsuji WADA

The General Assembly of the French Protestants has been considered to be rooted in the medieval tradition of the autonomy of the province of Languedoc, where the General Assembly was established. The protestants of the province had started organizing themselves before the Saint Bartholomew's Day Massacre with the foundation of their own provincial estates, imitating the original provincial estates.

Historians have considered the Constitution of 1572, the earliest embryonic Assembly to be in the tradition of the provincial estates. But further research confirms the difference of the character of the two preceding organizations. This requires a review of the traditional explication of the origin of the General Assembly.

第二章 文書の内容⁶⁶

1. プロテスタント地方三部会活動の特徴

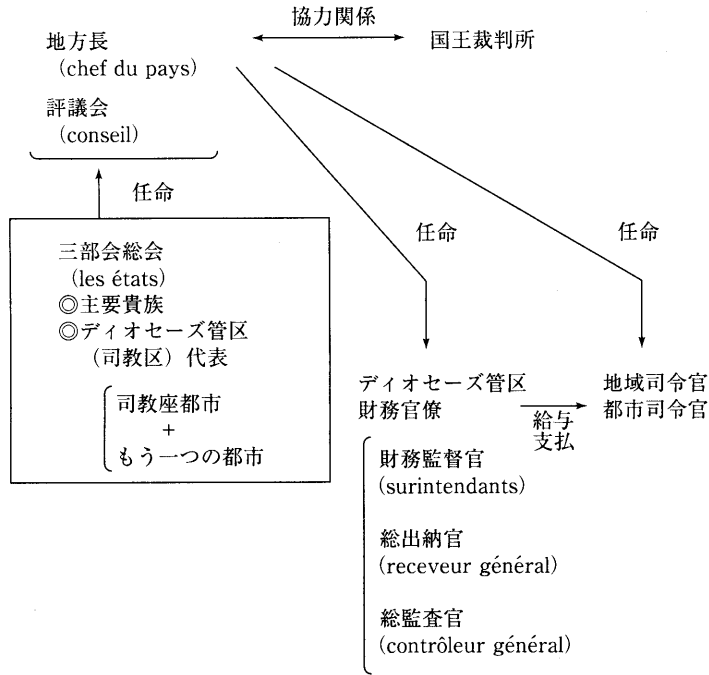
規約に先だち、比較の対象となるプロテスタント地方三部会に関して、これまでの研究により明らかにされた特徴を列挙しておこう(図1参照)⁶⁷。

1. 言説における地方特権の強調

後述するように、カルヴァンの影響により、一般にフランス・プロテスタントは、武装蜂起の根拠を、宗教ではなく国制自体に求めた⁶⁸。王族による国王の救出の義務が蜂起の口実とされ、宮廷の王族を中心に全国的な政治・軍事活動が展開される。しかし、これは当然ながら、王族への集権の傾向を有していた。ラングドック地方のプロテスタントは、地方の軍事活動の自律性を

Key words; Saint Bartholomew's Day Massacre, French Protestants, Languedoc, Provincial Estates, Jean Calvin

図1 プロテスタント地方三部会



維持するため別の蜂起の根拠を探し、もう一つの国制である、この地方の強力な自治伝統に着目する。こうして、「地方」の特権が強調されて、中間団体としての「地方」による蜂起、という擬制が取られることになった。彼らは、模倣により自前の地方三部会を設立し、これもラングドックを代表する正統な地方三部会に他ならない、と主張する。そして、地方三部会は王との共同統治権、自衛権を有しており、危急時⁶⁹には王に代わって地方の自衛を行う責務を有するが故に、我々の軍事活動も合法である、と主張したのである。

2. 大都市寡頭層による主導

地方三部会において実権を握っていたのは、ニーム、モンプリエといった中心的地方都市の寡頭層であった。ラングドック地方三部会は、地方政治における大都市寡頭層の優位を保証する制度であり、彼らはこれを模倣する。プロテスタント地方三部会の実質は都市同盟であり、各都市は基本的に既存の都市特権を保証されていた。大都市寡頭層は、この制度により、王族からの自立と地域防衛の強化、及び、特に注目すべき点であるが、プロテスタント内部における支配権の確立を試みる。すなわち、都市内部では、当時、急進的傾向を有する教会勢力（長老会）が民衆層の支持を得て、穏健的な市当局と激しく対立していたが、これを押さえ込み、市当局の権威を再建する。同時に、周辺に跋扈するプロテスタント地方貴族を制圧し、また近隣の中小都市に対する大都市の主導権を確立した。

3. 法実務的性格

この大都市寡頭層を形成したのは、国王役人や弁護士といった法曹家であり、それゆえ、三部会活動には法実務的性格が強かった。また、既存の三部会では国王役人の参加は拒否されており、両者は対立関係にあったが、プロテスタント三部会では逆に協力関係にあり、三部会の体制維持のため王国の法と裁判所の権威を強調する、という一面があった。戦時下における裁判所の改廃や国王役人の任免は、危急時ゆえに地方自体、すなわちプロテスタント地方三部会に属する、と考えられた。

4. 高位貴族への依存

地方三部会は、執行機関として地方総督に類似する職⁷⁰を設定し、これへの就任を、地方を代表する大貴族に依頼した。これは、第一に、その家門の誉れにより、地方の正統的代表としての三部会の信用を強化し、第二に、この助力により貴族層や急進勢力を統制し、地域支配の実効性を確立するためであった。また、第三に、地方三部会が中央の王族からの自立を達成するためには、王族を超えて宮廷との直接的交渉能力を有する必要があったが、本来、辺境の一非合法組織に過ぎない三部会がこれを可能にするには、大貴族の参加がどうしても必要であった。こうして、三部会の軍事的統括、行政執行、渉外等の活動は、大貴族個人の力量に大きく依存することとなる。ただし、独裁化を防ぐと同時に、これを補佐するため、数名の委員から成る常設の評議会が設置された。

以上、プロテスタント地方三部会活動は、法曹家を中心とする同地の大都市寡頭層が、有力貴族の助力を得て、「地方」の大義の下に、中央からの自立、及び地域への覇権を達成しようとする試みであった、と要約できよう。

2. 思想の表出

続いてテキストの検討に入るが、制度的な内容に入る前に、まず表現上の特徴について指摘したい。このテキストでは、思想的な内容が大胆に表出されている。一般に、内部の組織化に関するプロテスタントの政治的文書は、実務的記述に終始するのが常であり、このような例は極めて稀である⁷¹。

表出の内容として第一に挙げるべきは、宗教的要素である。規約は、冒頭から宗教的言説によって始められ、極めて強い印象を与えている。

「第一に、ニネヴェの人々がヨナの声に答えたように⁷²、信徒も、……懲らしめの答や脅しによって語り給う、怒れる神の声に答えて、……断食を公布する。そして、神が彼らを匿（かくま）いたもうそれぞれの都市において、……厳格に偽心なくこれを遵守する。（第1条）」

「ヨシア王の時代のように⁷³、極めて熱心な公けの祈りによって、また最年長者から最若年

者に至るまでの、絶えざる生活の矯正によって、彼らの罪に怒りたもうこの偉大なる家長と、再び和解し契約を結ぶ。……（第2条）」

ここには、存亡の危機に瀕した彼らの緊張感が、鮮明に現れている。プロテスタントは都市に逃げ込んで、「匿われている」ような状態であった。災難は、旧約聖書とのアナロジーによって解釈される。それは、彼らの罪に対する、神の怒りの表れに他ならない。よって、宗教的対応が制度的対応に決定的に優先し、文書の冒頭を占めることとなる。窮地を脱するには、何にも増して、真摯な悔い改めによる神との和解、宗教的結束の強化が、不可欠なのである。その他にも、聖書からの引用やキリスト教的倫理の強調が多数見られ、文書全体に亘って、宗教的性格は極めて濃厚である（第8, 18, 19, 20, 22, 23, 25, 34, 36, 40条）。

第二に、人文主義の強い影響が指摘される。古典の教養を顕示するように⁷⁴、ギリシャ・ローマの古典からの引用や参照が多数なされ、古代の制度が新制度の模範とされる。例えば、総司令官職は「ローマの独裁官（dictator）に倣って（第14条）」設立される、といった具合である。その他、隣保同盟、ラケダイモン人（スパルタ）、ハンニバル、リヴィウス、ポリュビオス等への言及や（第15, 27, 31, 35, 39条）、古典に影響を受けたと思われる言説が多数存在する（第16, 18, 19, 28, 32, 40条）。

これらの特徴は、文書の成立の背景を推測する幾つかの手がかりを与えている。都市に匿われていた、という記述からも、文書が都市的背景を持つことは確実であろう。人文主義的言説は、これが都市の有識者に因ることを予測させる。しかし、それ以上に重要なことは、規約に見られる宗教的要素の例外的な混淆が、長老会の強力な政治的影響力を示唆している、ということである⁷⁵。長老会の政治的発言力が弱い社会では、このような文書は成立し得なかったであろう。少なくとも、長老会を抑えて市当局の支配下に置く地方三部会が、この文書の成立に積極的に関与していないのは、ほぼ確実と思われる。

ところで、規約は、例えばポリュビオスを論拠にしてスパイ行為を推奨する（第39条）というように、戦争の実際的問題についてさえ、経験ではなく古典や聖書を論拠に論じている。このことは、明らかに貴族的要素の欠如を示すものである。実は、文書は、単に非貴族的というに止まらず、むしろ積極的に反貴族的である、と考えられる。プロテスタント一般にとって、貴族の統制は、宗教戦争全期を通して最大の懸案であり続けた。規約もまたその例に漏れないことは、これを一読すれば明瞭である。規約は、教会規律を始めとする諸規律一般に高い関心を示しており、これに関する叙述は全スペースの40%をも占める⁷⁶。そのうち何らかの形で軍隊に関わるものは、その94%に上り、全体に対しても37%に至る⁷⁷。この数字は、貴族統制への関心の高さを示すものと言えよう⁷⁸。

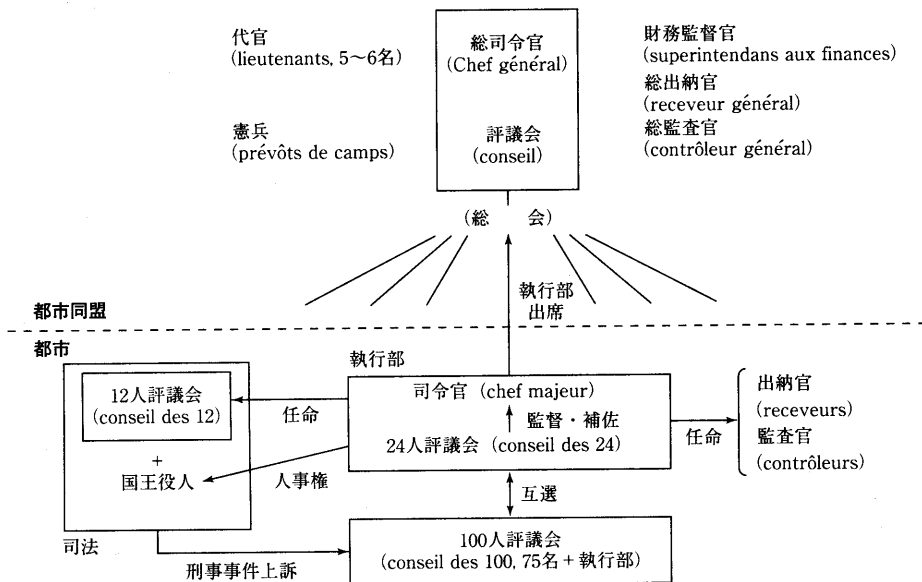
3. 都市政体の改編

文書は、地方三部会と同様、都市的背景を持つものであるが、伝統的都市秩序の維持ではなく、その全面的な改編を主張している。これは、その大胆さにより広く歴史家の注目を集めてきた部分であり、規約の真骨頂と言える。ここにおいて、地方三部会との相違はより明瞭となる。

図2を参照されたい。まず、前述の軍隊の統制というモチーフは、ここにおいても徹底されている。確かに、地方三部会もこの主題を追求したが、規約のそれとは全く内容を異にする。地方三部会においては、軍事的集権により、統制の責任者は都市の外の高位貴族であり、都市司令官の任命権も彼的手中にあった。しかし、規約は、都市の軍事的自立を志向する。すなわち、都市司令官の職をあくまでも都市側の一役職として設定し、都市自体によるその徹底的な監督を試みる。各都市は自ら一名の司令官 (un chef ou majeur) を選出し、これに防衛を委託する。任期は一年。毎年改選という異例の短さである。再任には、翌々年を待たねばならず (第4・9条)⁷⁹⁾、戦争終結時には、ただちに罷免される (第24条)。また、任期中も命令権を独占することはない。市の代表の24名による「24人評議会 (le Conseil des vingt-quatre)」が設立され、司令官を監督・補佐するのである (第5条)。この評議会の同意なしに、司令官は「何事も」命令することはできない (第7条)。このような制限は、都市の防衛機能自体を弱めるものであったに違いない。しかし、そのような犠牲を厭わないほどに、都市自体による軍事的統制の願望が強かったことが窺える。

規約が構想する市政体に関しては、ギャリソンやグリフィスは、これを直接民主制であると考え

図2 「1572年の規約」



た。しかし、「民衆の大部分に開かれてはいる」が、単純な民主制ではない、というキングドンの主張の方が、より適切であろう⁸¹。前記の25名は、軍事のみならず行政 (police civile)⁸¹をも委託されており、市の執行部を形成する (第4・7条)。これに対して、市民の意志を代表する市の最高議決機関は、この25名に新たに75名を加えた「100人評議会 (le Conseil des cent)」である (第6条)。最高議決機関が市民全員ではなく100名に制限されていることは、直接民主制に伴う危険性を避け、制度の安定を求めたものと言える。プロテスタント都市には、敵方カトリックの住民も多数在住しており、プロテスタント自身の寝返りもしばしば見られたことを注記したい。市政担当者の選出方法も、市政担当者の流動性を確保しつつ、同時に制度的安定を追求したものであった。司令官を含む100名の任期は一年であり、初回のみ「公の選挙で (avec voix et suffrages publiques)」すなわち一般民衆によって選出される (第4・5・6条)。しかし、次回からは互選の方式が採られ、もはや民衆の直接的介入はなされない (第9・10条)⁸²。

規約の民主的傾向は、制度の側面以上に、担当者の資格においてより顕著である。旧制度のフランスの都市では、参政は市民 (bourgeois) に限られており、この市民権の取得には都市に在住する必要があった。都市は周辺の農村部 (la banlieue) をも支配下に置いていたが、その住民には、身分の高低にかかわらず、市民権は認められていなかったのである⁸³。しかし、その市民の間でも、十六世紀には既に寡頭制が顕著であり、市民総会は消滅、あるいは形骸化し、市政は一部の富裕な市民層の手に集中する傾向にあった⁸⁴。

このような状況に対し、規約は、市政担当者、すなわち司令官、24名の評議員、及び他の75名は、「貴族であろうが、諸都市や農村の民衆であろうが、公共善にとってふさわしいと認められた者が⁸⁵、区別無く」選ばれる、と規定する (第5・6条)⁸⁶。すなわち、単に寡頭制を否定して下層市民の参政を要求するのみならず、市民権や市民総会、都市在住の義務といった既成の都市共同体的概念自体をも否定する⁸⁷。こうして、市政は、身分や都市への所属に関係なく全てのプロテスタントに開かれたものとなり、適性さえあれば、辺地の一農民が司令官になることさえ、可能となる。

言うまでもなく、これは、当時の法的常識を覆す、革命的な主張であった。確かに、宗教戦争時には、亡命により都市人口は絶えず流動的であり、亡命者が亡命先の市政に参加する光景もしばしば見られた。しかし、それは、あくまでも少数の有力者が執行部に補佐的に加わるような例である。流入者と都市住民の垣根を全く取り去り、またその身分を問うこともなく、100名単位の最高議決機関に自由に参加させる、というような発想は、当時の状況からは遥かにかけ離れたものであった。

これと関連して、今まで注目されなかったことであるが、規約がコンシュラ (consulat) の概念を全く用いていないことを指摘しておきたい。当時、南仏において支配的な都市政体の制度は、コンシュラであった。これは、例えば、1 貴族、2 国王役人、3 商人、4 職人というように、市民を身分グループの序列中に分類し、各グループからコンシュルと呼ばれる都市役人を毎年一名選出させ、彼らが団体 (コンシュラ) を形成して市を代表する、というものである。実権を握るのは、言

うまでもなく上位グループのコンシュルであり⁸⁸、この制度は、都市の身分制的構造を確認し、上位の身分の主導権を保証するものとして機能していた⁸⁹。当然ながら、地方三部会もこの制度の堅持を前提としていたのである。しかし、規約は、当時の常識とも言えるコンシュラ、及びそれに関連する概念を全く用いておらず、慣習との意図的な断絶を示している。身分制を止揚する規約の立場からは、当然の帰結である、と言えよう。

民主的傾向は、100人評議会への最終的権限の集中にも、よく現れている⁹⁰。執行部は、重要案件に関して、この裁定を仰がねばならない。貨幣鑄造・徴税・休戦・和平などに関する王令への違背の決定や、新たな内部法の制定などはここに属する（第7条）⁹¹。

このような民主化と自治の主張は、当然ながら、市政の後見役であり寡頭化を後援した、国王役人への態度にも反映する⁹²。国王の裁判所は、完全に都市の統制下に置かれる。12名の適任者⁹³が選ばれて「12人評議会 (conseil de douze)」を形成し、これが、既存の国王役人⁹⁴と共に裁判を行う（第13条）。民事に関しては、ここが最終審となるが、刑事裁判は、流血裁判権も含めて、100人評議会へ上訴可能であり、これが最終審となる（第6条）。これも100人評議会への権限集中の一例であり、国王裁判権への大胆な挑戦であると言える。都市は、国王役人の人事も掌握する。「有徳の士 (gens de bien)」で、「難癖 (chicanerie) など付けることなく、職務の遂行を当然としている人」であればよいが、そうでなければ⁹⁵、これを罷免、譴責、処罰し、執行部⁹⁶が他の者を任命する（第13条）。この条項からは、国王役人が詭弁を弄しているばかりで、義務を果たしていない、という風刺が窺える⁹⁷。

以上のように、規約は、貴族や国王役人などの介入を排除しつつ、都市自治の大胆な回復と市政の民主化を試みるものであった。地方三部会活動も各都市の特権の遵守を前提とするが、規約との相違は歴然である。後者は、国王裁判所の権威、寡頭制やコンシュラ制度の堅持を前提としたものにすぎず、軍事的指揮権も、高位貴族の手に委ねられていたからである。

4. 都市連合の形成

続いて、文書の構想は、地域的安全保障のための、都市同盟へと展開する。同じ都市同盟であっても、地方三部会が軍事的集権を追求するのに対し、規約のそれは、各都市の自律性を前提にした、ルーズな軍事的連合体であるに止まる。最終的権限は、あくまでも各都市の100人評議会の内存する。総司令官 (chef général, général) は、諸都市の司令官の中から選出され、必要に応じて各都市の軍隊を召集する（第14条）⁹⁸。各都市の軍隊は基本的に自律性を保っており、総司令官の介入は考えられていない。各都市の司令官は、前述のように総司令官ではなく、各都市自体によって任命される（第4条）。総司令官は、あくまでも都市司令官中の第一人者にすぎないのである⁹⁹。

ここにおいても「軍に対する統制」というモチーフに忠実に、補佐・監督のための評議会 (Conseil) が形成される（第16条）¹⁰⁰。その他、中央の執行部には、5－6名の代官 (lieutenants)¹⁰¹、

及び軍隊維持のための諸種の財務官職が設立され、各都市の財務官を統括する⁽¹⁰²⁾（第17、21条）。これらの中央の役職の選出は、本来ならば総会によるべきであるが⁽¹⁰³⁾、戦時下では不可能であるため、やむなく各都市毎に執行部が候補者を選び、それを一カ所に集計して多数決で決定を行う、という方法が採られる（第15条）。

以上の規約の説明は、極めて不十分なものである。例えば、評議会の具体的構成や権限、代官と都市司令官との関係、代官と評議会との関係といった問題について、何ら説明がなされていない。結局のところ、規約全体において、この都市同盟の部分は極めて具体性に乏しく、素描の段階に止まっている、と言えよう。そもそも、この部分の叙述量は大変少なく、全体の僅か12%、都市政体に関する文章の半分である。

素描にすぎないにせよ、規約の構想は、地方三部会活動とは本質的に異なっている。地方三部会もまた、各都市の特権の保証を前提とした都市同盟であり、「総会・評議会・総司令官」の三要素から構成されていたが、これら上位の権力が強固であり、この意味において規約の制度よりは遥かに集権的であった。前述のように、総司令官は外部の有力貴族へ依頼され、各都市の司令官との身分の差により、強力な統合が試みられた。また、規約の都市同盟においては、活動範囲は軍事、財政面に限られており、司法の上級審や行政などは含まれていない。他方、地方三部会活動においては、行政一般の諸問題の処理も担当しており、司法においても、ニームの上座裁判所を最終審とすることにより、集権がなされていた。

このような相違は、規約の作者には明確に意識されていた、と言うよりも、規約は、地方三部会の伝統からの意識的な断絶を求めていた、と言う方がより適切であろう。今まで看過されてきたことであるが、規約は、「身分制議会、états」や、それと密接に関連した、中間団体としての「地方、pays, province」の概念を全く用いていない。また、当時ラングドックの下位行政区分であり、それ自体一つの間接団体でもあった「ディオセーズ管区、diocèse civil⁽¹⁰⁴⁾」の概念も用いていない。étatsの原意が「諸身分」であれば、その超克を主張する規約がこの語を避けたのは、当然であろう。また、都市と農村、市民と住民といった法的区別を拒否する規約の発想が、法的特権団体の重層化を原理とする既存の政治秩序と異質であることも、十分理解できる。

とすれば、この都市同盟は、何をその外枠としているのであろうか。ここで再び問題になるのが、先述の人文主義的な言説である。規約によれば、この制度は、古典古代の諸制度を模範としている、と言う。すなわち、総司令官職は「ローマの独裁官（第14条）」に倣ったものであり、都市同盟の総会は「パウサニアース⁽¹⁰⁵⁾の時代の隣保同盟⁽¹⁰⁶⁾の評議会……国事を審議するために年に二回集まった、イオニア人、ドリリア人、ボイオーティア人、アカイア人、ドロプス人他の、ギリシャの繁栄する12の都市の民（第15条）」を模範とする、と。このように、新たな都市同盟は、古典古代に理論上の根拠を求めることにより、強固な地方三部会伝統からの断絶を図っているのである。

では、規約の都市同盟は、実際に古代の制度を模範としたものであろうか。従来、研究者たちは、

この主張を単純に事実と受け取ってきた（コルビエール、グリフィス、ギャリソン・ジュアーナ）⁽¹⁰⁷⁾。しかし、これには疑念を抱かざるを得ない。というのは、規約の構想は、実際に古代の制度を模倣したにしては、余りにも粗雑な段階に止まっており、また古代の制度と規約の新制度との間には、無視できない相違が存在するからである⁽¹⁰⁸⁾。加えて、古代の制度が規約の源泉であるならば、作者の関心が最も集中する都市政体の民主的改編の記述においてこそ、古代への何らかの言及が見られてしかるべきである。しかし、言及は、この部分には全く見られず、地方三部会への対抗上最も問題となる都市同盟のレヴェルに集中している⁽¹⁰⁹⁾。結局のところ、古代の制度は、事実上の模範というよりも、地方三部会へ対抗する新たな権威として引用されたにすぎない、と考えられる。制度の外枠に関して、規約は、何ら実質の規定を与えていないのである。

5. 武装抵抗の論拠

規約と地方三部会との間には、武装抵抗をめぐる理論的方向に関しても、相違が存在する。周知のように、フランス・プロテスタントの軍事活動の前提となったのは、カルヴァンの抵抗理論であった⁽¹¹⁰⁾。彼は、暴君への一般信徒による武装抵抗を禁止し、忍従を説く。暴政は、神が自ら起こされた解放者によって打倒されるのであって、信徒は受動的であるに止まる。しかし、もしその国に、「人民を擁護し、王たちの過度の貧欲や放縦を抑制するマジストラ（magistrats）⁽¹¹¹⁾」が存在すれば、プロテスタントもこの方法によって抵抗可能、と考えた。マジストラとは、狭義には司法官であるが、政治権力一般をも意味する。カルヴァンもこの意味で用いており、具体的には身分制議会の可能性を考えている。彼は、権力が君主のみに収斂せず、諸権力が複合的、或いは重層的に存在する社会を前提としていたのである。

実際のところ、当時のフランスでは、暴政抑止の政治権力なるものは理念上の存在であって、司法上で公認されていたわけではない⁽¹¹²⁾。そこでプロテスタントは、この時期優勢であった混合王政（monarchie mixte）の理念を強調し⁽¹¹³⁾、既存の諸権力の権限をあるべき理想に拡大解釈する形で、強引にこの教説の適用を行う。彼らによれば、国王は悪しき側近に操られている存在に他ならない。フランスの古き良き慣習では、國務会議に正当なメンバーを選出するのは全国三部会である。悪政を打倒して、これを開催し、フランスを正しい状態に戻さねばならない。その重大な責務を負うのは親王（prince de sang）であるとされた。こうして、親王の権限を拡大解釈することによって、プロテスタントのコンデ親王が「暴政抑止の政治権力」となり、蜂起が遂行されることとなった⁽¹¹⁴⁾。これは、プロテスタントにとって、全国レヴェルでのカルヴァンの教説適用の唯一の可能性であったと言える。しかし、結局サン・バルテルミーにおいて親王たちは囚われの身となり、カルヴァンが認めた抵抗の道は閉ざされる。従来の全国的軍事組織も壊滅状態に陥り、プロテスタントは存亡の危機に瀕することになった。

このような状況において、親王による抵抗でなくとも、暴君に対する信仰と生命維持のための自

衛はそれ自体正当ではないか、という思潮が、次第にプロテスタントの間に有力となる⁽¹¹⁵⁾。規約も、その一つの現れ、と言えよう。ただし、規約においては、抵抗の教理的正当性は弁証できておらず、また、抵抗が前記のような革新的組織形態を取る理由も、明らかにされてはいない⁽¹¹⁶⁾。むしろ、カルヴァンの教説を大きく逸脱するものでないという、後ろ向きな弁明の方に重点が置かれている。

具体的に見てみたい。宗教的序文の後、新組織の記述の前に、次の句が挿入されている（第4条）。

「(王たちの心を手中に収めておられる) 神が、暴君 (tyran) の思いを変え、フランスの国家を良き秩序に再建されるか、或いは、(徳と特別なしるしにより) この哀れな民の解放者 (libérateur) であることが明らかな、隣国の君公を起されるのを良しとしたもうまで・・・⁽¹¹⁷⁾」

まずここでは、暴政の打倒について、規約が教理の枠内に止まるものであることが、暗に主張されている。すなわち、暴政の終結は神の業であって、神ご自身が暴君の思いを変えるか、あるいは特別な解放者を起こされるか、による⁽¹¹⁸⁾。この点に関して、人間は受動的にすぎず、新制度もあくまでも自衛のためであり、暴君の積極的打倒に関与するものではない⁽¹¹⁹⁾。加えて、規約は、新自衛組織はあくまでも一時的なものにすぎない、と弁明する⁽¹²⁰⁾。すなわち、王が迫害を終結させればもちろんのこと、カルヴァンが述べるような神からの解放者がもし現れれば、組織の維持に固執せず、潔くその座を譲ることになる。

以上の弁明にもかかわらず、実は、臣民による武装抵抗以外にも、規約とカルヴァンとの間には、無視できないニュアンスの相違が存在する。まず、「神の側からの解放者」の理解についてであるが、カルヴァンは、聖書の解釈から、これに二つの種類を認めていた⁽¹²¹⁾。「神のしもべ (serviteurs)」の一人に、解放者としての召命が明確に与えられる場合と、本人は悪意に従って行動するのみであるが、知らぬうちに神に用いられる場合、とである。規約は、現状から、解放者の可能性を、前者の「神のしもべ」に限定する。そして、重要なことは、それが「隣国の君公」から起こされる、と断定している点である。カルヴァンには、神のしもべに関して、そのような主張はない。逆に、彼の聖書引用からは、神のしもべに集団の内部の者、悪意による者に外部の者を想定していたふしがある⁽¹²²⁾。このように、「神のしもべである解放者」の解釈に関して、規約はカルヴァンと異なり、国内のプロテスタントの可能性を排除し、これを外国のプロテスタントの君公に偏らせているのである⁽¹²³⁾。

この、国内勢力による解放の可能性の否定は、カルヴァンが「人間の側」からの抵抗の可能性として考えた、暴君を抑制する政治権力に関しても、同様である。規約は、これに全く言及していない。例えば後に実現した親王の宮廷脱出などによる、この路線の再建の可能性は述べられていない。

目下ある暴政の終結は、王自身の改心か「解放者」の手によるのであって、この方法による終結の可能性は考えられていない。従来路線は、意図的に無視されているのである。

このような国内プロテスタント勢力による解放の否定は、カルヴァンへの異議というよりもむしろ、それまでフランス・プロテスタントが採ってきた、親王を中心とする伝統的抵抗方式の拒絶、と考えられよう。確かに、当時は、国内に援軍が現れる望みは薄く、窮地を脱するには国外からの介入を期待する他ない状況ではあった⁽¹²⁴⁾。しかし、神の側からの解放者さえ否定する規約の断固とした態度には、国内情勢への絶望以上に、伝統的抵抗方式への批判が感じられるのである。

では、なぜこのような批判が生じるのであろうか。それは、抵抗の主体が、それ自体「政治権力」であることによる、と思われる。暴政への抵抗は、少なくとも立前としては、国制に準拠した王権への権力行使であり、権力内部の調整行為であった。しかし実際には、同時に、抵抗主体が国制上で有する、臣民や下位の諸権力への権力発現の機会を伴っていた。プロテスタントの軍事組織とは、一中間権力としての親王権力の総体であり、貴族や都市といったプロテスタントの諸権力は、国制上の団体的秩序に従って、親王を頂点とするヒエラルキーに組み込まれることを余儀なくされた。続いて、これらの下位の諸権力も、戦争の遂行に従い、親王の権威の下に、より下位の諸権力や臣民に対する権力行使の機会を得る。こうして、教義と国制により二重に支持された権威の連鎖が形成され、プロテスタント軍事組織が中間的諸権力による重層的複合体として成立した。このように、従来の蜂起の方式は、結果的に既存の団体的支配秩序を強化する可能性を含むものであった。規約の態度がこれと相反するものであることは、明白である。カルヴァン自身は、抵抗主体は「人民を擁護する政治権力」である、と規定している。しかし、実際の場合では、人民擁護のための抵抗行為そのものが、結果的に人民への支配強化の可能性を伴う、という矛盾を生じさせていたのである。

ところで、プロテスタント地方三部会もまた、プロテスタントの一中間権力であるが、親王の支配からの自立を志す。そこで、地方三部会の権限を拡大解釈し、「地方」もまたカルヴァンの容認する「暴政抑止のための政治権力」に他ならない、と主張した⁽¹²⁵⁾。結果的に、サン・バルテルミーにより親王権力は崩壊するが、地方三部会は存続する。地方三部会は、サン・バルテルミー後も、「政治権力」による抵抗、という従来路線を崩していない⁽¹²⁶⁾。この点においても、臣民による直接的抵抗を主張する規約とは、対照的である。この地方三部会の主張は、親王権力が崩壊して混乱状態にある当時としては、例外的な存在と言えよう。

規約と地方三部会との間には、王に対する態度についても、相違がある。従来、プロテスタントの政治的言説においては、暴君はギーズ家を中心とする悪しき側近たちであり、王は武力を持って救出されるべき存在であった⁽¹²⁷⁾。しかし、それまで比較的寛容であった王は⁽¹²⁸⁾、サン・バルテルミーにおいて態度を急変させる。王への信頼は失われ、彼こそ暴君という認識が、有力となった⁽¹²⁹⁾。規約も、明確に国王を「暴君」と規定する。しかし、地方三部会は、ギーズが暴君で王は

「1572年の規約」について

被害者という、従来の言説構造を変えていない。これは、一つには、親王や地方三部会といった従来の抵抗主体が、国王の共同統治者として権力を行使してきたため、国王を暴君と認めることが、自らの権力基盤を崩しかねない、という理由による。加えて、王権との交渉、という問題がある。中間権力が抵抗主体に成りうる条件として、実際面において、王権との交渉能力があった。最終的に、可能な限り有利な形で和平交渉を達成できなくては、いかに教義的に、或いは国制上可能であろうとも、事実上の抵抗主体とは成り得なかったのである。地方三部会が宮廷に影響のある大貴族を迎えようとしたのは、このためでもある。国王の暴君視は王権との断交を意味するが故に、地方三部会が伝統的な抵抗主体であり続けようとするれば、慎重な態度を取らざるを得なかった。これに対し、規約は、国王との交渉の問題に関しては、何も語っていない。抵抗主体としての伝統を引き摺っていない分だけ、危機意識がよりストレートに表出されている、と言えよう。

以上のように、規約と地方三部会の間には、武装蜂起の理論的言説を巡っても、相違が存在したのである。

以上、我々は、規約と地方三部会活動とを比較検討した。その結果、規約には、長老会の政治的影響力、都市の民主的改編、国王役人の監督、上位権力に対する都市の独立、伝統的抵抗方式の拒絶、その他の地方三部会との相違点を見出し、両者の根本的な性格の違いを確認した。

注

- 66) 全40条の構成は以下の通りである。1-3 序文、4-13 都市政体の改編、14-17 都市連合、18-20 指導者の徳について、21-23 その他、政体について、24-40 軍隊の統率と戦争の遂行について。
- 67) 注2 拙稿、及び注3 参照。
- 68) A. Jouanna, *Le devoir de révolte*, Paris, 1989, ch. V, VI, X et XI.
- 69) 王が未成年であること、及び外国勢力（含ギーズ家）の脅威が、強調された。
- 70) 地方長（chef du pays, chef général）、地方総督（gouverneur, gouverneur général）などと呼ばれた。
- 71) この規約の文体は、むしろ外部に向けられた政治的パンフレットのものに近い。
- 72) ヨナ書、3章、1-5節。
- 73) 列王記第二、22章、及び23章、1-25節；歴代誌Ⅱ、34・35章
- 74) コルビエールは、「多少勿体ぶった文体」と呼んでいる。Corbières, *op. cit.*, p. 9.
- 75) ただし、規約では、長老会に関する直接的言及は第26条の一カ所のみである。
- 76) 文書には、守るべき規律の内容（上官への服従や宿営地の農民への無害など、第27・36・37条）や、規律維持の方法（相互告発制や憲兵、司令官の訓辞など、第22・23・30・38条）も記載されているが、力点はむしろ、規律及びその遵守の必要性それ自体の方にある。
- 77) 規律全体では、アーク版で、全324行のうち129行。軍隊のみの規律に関しては、70行（第18、27-31、35-38条）、22%。一般的規律は50.5行（第22、23、25、26条）。軍隊と関係ない規律は8.5行（第15・16条）。
- 78) 聖書や古典への言及は、多くは、この規律の必要性の根拠としてなされている。例えば、教会規律

- を守るならば神の加護を受け、ギデオンの故事（士師記、6－8章）のように「五名が敵の百名を、百名が千名を追撃する」結果となるが、そうでなければ「あらゆる種の神罰が、彼らに付きまとう」（第25・27条）といった具合である。
- (79) ただし、24人評議会に留まることはできる（第9条）。
- (80) Kingdon, *op. cit.*, p. 76; Garrisson, *op. cit.*, p. 181; Griffiths, *op. cit.*, 1968, p. 257.
- (81) これは恐らく軍人へのポリスに対する民間人へのポリスを意味すると思われるが、この時代のポリスは、狭義の警察のみならず食糧供給や経済活動の監督などの行政措置をも含んでいた。Bély, *op. cit.*, pp. 993-995, article “police” par M. Binbenet-Privat et M.-F. Limon.
- (82) まず、100人評議会が新執行部を選び、次にこれが新100人評議会の75名を選ぶ。再選も幾つかの例が認められており、執行部の指導力の安定化に寄与している（100人評議会の75名と司令官は、同職への再任はできない。それ以外の再選は可能）。
- (83) 柴田他前掲書、349頁。Mousnier, *op. cit.*, 1974 et 1980, t.I, pp. 440, 454 et 459; P. Goubert et D. Roche, *Les Français et l'Ancien Régime*, 2 vol., Paris, 1984, t.I, p. 159; Bély, *op. cit.*, p. 169, article “droit de bourgeoisie” par M. Jean; Garrisson, *op. cit.*, 1980, p. 54.
- (84) R. Doucet, *Les institutions de la France au XVIe siècle*, 2 vol., Paris, 1948, t.I, pp. 363, 368 et 375-377; G. Zeller, *Les institutions de la France au XVIe siècle*, Paris, 1948, pp. 40-41. ユベール・メティヴィエ（井上堯祐訳）『アンシャン・レジーム』白水社（クセジュ文庫）、1965、40頁。
- (85) lesuelles et pareillement le majeur seront pris et choisis sans acceptation de la qualité, soit des nobles ou d'entre le peuple tant de la ville que du plat país (art. V); qui seront pareillement et indifféremment pris tant des habitants des villes que du plat país (art. VI). この「都市及び農村の住民、民衆」とは、制度が設立されるその都市の民衆やその周辺の農民、という限定された意味ではなく、一般の都市や農村の民衆、すなわち「都市に住もうが、村に住もうが、そこにおいて民衆である者、都市や農村に住んでいる者一般」を指す。cf. art. XXXVII.
- (86) また、「貴族であろうが」誰であろうが、もし公共善に反したり、市を裏切ろうとする者がいれば、執行部に提訴できる。もし有罪と決まれば、「本人や親類縁者がかつて為した功績にかかわらず」、処罰されなければならない。執行部のメンバーに背任の疑いがある場合、100人評議会が審査を行う。この提訴は誰でも可能であり、身分による影響を受けない（第22・23条）。
- (87) コルビエールとグリフィスは、規約の都市制度のモデルとして、ラ・ロシエルを、レオナルドとキングドンはジュネーヴを考えた。グリフィスは、マキャヴェリが「君主論」で描いたフィレンツェの新制度の影響をも示唆している。これらの主張は、民主的都市制度の類似性を論拠にしたものであるが、その類似性は十分に説得的であるとは言えない。また、ジュネーヴやフィレンツェは、都市国家として近隣の農村地域を強力に支配しており、ラ・ロシエルもまた、オーニス地方全域のプロテスタントに対して実質的な支配を行っていた。しかし、規約が、全く異なる前提によるものであることは、明白であろう。Corbières, *op. cit.*, p. 9; Griffiths, *op. cit.*, 1968, p. 257; Léonard, *op. cit.*, p. 130; Kingdon, *op. cit.*, p. 76. ジュネーヴ、ラ・ロシエルについては以下の書を参照。拙稿「若者組と宗教改革—ジュネーヴの場合」『歴史学研究』587, 1988, 11月, 47-55及び66頁, E. W. モンター（中村賢二郎・砂原教男訳）『カルヴァン時代のジュネーヴ』ヨルダン社, 1978; M. Delafosse éd., *Histoire de la Rochelle*, Toulouse, 1991; Mitsuji Wada, *op. cit.*
- (88) コンシュラ制度は、当初貴族を中心とし、これに市民が加わる、という発展を示したため、本来寡頭制的性格が濃厚であった。柴田三千雄他編『世界歴史体系 フランス史1』山川出版社, 1995, 347-349頁。R. Mousnier, *Les institutions de la France sous la monarchie absolue*, 2 vol., Paris, 1974 et 1980, t.II, p. 477.
- (89) コンシュラ制度においても、フォブールの農民が、最後の身分として加えられることがあったが、その場合でも市民権保有者に限定されていた。
- (90) Anquez, *op. cit.*, p. 3, n..
- (91) 機関の独立性を保つため、外交上の任務を除いて、メンバーは他の役職に就くことはできない（第

- 11条)。
- 092 Doucet, *op. cit.*, t.I, pp. 361-363, 382-383, 390-393; Zeller, *op. cit.*, pp. 42-45; Mousnier, *op. cit.*, 1974 et 1980, p. 438. メティヴィエ前掲書, 40頁。
- 093 恐らく弁護士であろう。
- 094 les officiers ordinaires de la justice; cf. Mousnier, *op. cit.*, 1974 et 1980, t.II, p. 39.
- 095 si lesdicts officiers ordinaires ne sont gens qui ayent accoustumé de s'aquitter de leur devoir et hors de toute chiquanerie, ……
- 096 「司令官と評議会 le chef et le conseil」とあるが、これは執行部としての24人評議会を指すと考えられる。
- 097 また、執行部は、出納官と監査官 (des gens …… tant pour recevoir que délivrer, et autres pour contreroller) を任命する (第21条)。
- 098 戦争が終結すれば、総司令官はすぐに罷免される。
- 099 ホルトは、コンデを総司令官に選出したと記しているが、全く根拠がなく、規約の基本的性格とも矛盾する。M. P. Holt, *The French Wars of Religion, 1562-1629*, Cambridge, N.Y., 1995, p. 99.
- 1000 また、憲兵 (prevosts de camps) 制度の設立も考えられている (第38条)
- 1001 彼らは、総司令官の戦死・辞職時に、予め決められた順番により後を継ぐ。
- 1002 総出納官、総監査官 (un receveur et un controlleur général) 及び財務監督官 (gens superintendants aux finances)。
- 1003 各都市の執行部 (司令官と24人評議会の全メンバー) が集まる。
- 1004 ラングドックでは、教会の司教区 (diocèse) を基にこの管区が設けられ、エレクション管区に代わり総徴税区の下位管区として租税の割り当てを行った。これを担当したのは、各管区の租税割当会議 (assiette) である。伊藤滋夫「近世ノルマンディーにおける直接税徴税機構、一地方三部会とエレクション制—」『史学雑誌』103-7, 1994, 1-34頁, 「史料紹介, 近世フランス地方財政史のために、一十八世紀ラングドック地方債にかんする史料—」『史学雑誌』107-10, 1998, 68-85頁。P. Dognon, *Les institutions politiques et administratives du pays du Languedoc du XIIIe siècle aux guerres de religion*, Toulouse, s.d., pp. 256-291.
- 1005 二世紀頃のギリシャの旅行家。「ギリシャ周遊記」の著者。
- 1006 Amphiktionia, 古代ギリシャにおいて、神への信仰を中心に、多くのポリスや種族の友好親善と安全保障をめざした宗教連合。デルフォイのアポロン神殿を中心にしたものが、最も古くかつ大規模なものとして有名。ギリシャの12の種族が参加し、各2名の委員が春秋の評議会に出席した。同盟はそれぞれお互いのポリスを侵さず、違反者には同盟員が全力で復讐することを謳った。
- 1007 Corbières, *op. cit.*, p. 9; Griffiths, *op. cit.*, 1968, p. 257; Garrisson, *op. cit.*, p. 181; Jouanna, *op. cit.*, p. 507.
- 1008 例えば、隣保同盟では代表は各都市2名であるが、規約では各25名である。
- 1009 研究者たち (グリフィス, ギャリソン, ジュアーナ) は都市それ自体と都市同盟の区別をせず、単純に、規約が古代の「都市国家」を模倣した、と考えてきた。よって彼らは二重の誤りを冒していたことになる。前々注参照。
- 1010 Jean Calvin, "Institution Chrestienne", G. Baum, E. Cunitz et E. Reuss éd., *Ioannis calvini opera quae supersunt omnia*, 59 vol., Brunshwig, 1863-1900, t.III, 1865, Livre IV, Ch. XX, 29-31, col. 1158-1160; Mesnard, *op. cit.*, pp. 290-295; L. Arénilla, Le Calvinisme et le droit de résistance à l'Etat, *Annales E.S.C.*, 1967, pp. 350-369; 佐々木前掲書, 18-21頁, 佐々木毅『近代政治思想の誕生—16世紀における「政治」—』岩波書店, 1981, 117-130頁, 田上雅徳『初期カルヴァンの政治思想』新教出版社, 1999, 12-13頁。
- 1011 Magistrats constutuez pour la defense du peuple, pour refrener la trop grande cupidité et licence des Rois ; Inst. chrét., IV-XX-31, col. 1160.
- 1012 フランスでの身分制議会の権限は強いものではなかった。Cl. Soulé, *Les Etats généraux de France*,

- 1302-1789, Heule, 1968; R. Mousnier, *op. cit.*, 1974 et 1980, t.II, pp. 214-226; Bély, *op. cit.*, pp. 512-516, article “Etats généraux” par A. Jouanna.
- (113) Bély, *op. cit.*, pp. 849-850, article “Monarchie Mixte” par A. Jouanna; A. Jouanna, *Le devoir de révolte*, Paris, 1989, pp. 281-367.
- (114) 迫害からのプロテスタントの保護は、あくまでも二次的な理由となる。カルヴァンは筆頭親王のみを挙兵可としたが、筆頭親王がカトリック側に寝返ったため、プロテスタントは他の親王を立てる。これにより、カルヴァンとフランス・プロテスタントとの間には齟齬が生じた。佐々木, 1973, 23頁。Jouanna, *op. cit.*, 1989, pp. 119-146.
- (115) 佐々木, 1973, 24-29頁。
- (116) 規約のように、都市における蜂起が自治の回復や民主化の動きと重なっている場合には、蜂起の根拠として中世的都市特権が掲げられているのが通例である。しかし、規約は伝統的な都市概念に異を唱えているためか、これを援用してはいない。
- (117) “Qu'en attendant qu'il plaise à Dieu (qui a les coeurs des rois en sa main) de changer celui de leur tyran, et restituer l'État de France en bon ordre ou susciter un prince voisin qui soit manifesté (par sa vertu et marques insignes) estre libérateur de ce povre peuple affligé, —”; *Réveille-Matin*, I, p. 143.
- (118) ギャリソンは、規約が、カルヴァンの受動性とは異なり、積極的に暴君殺害を行う解放者を起こそうとしている、と理解しているが、これは誤りである（注123参照）。Garrison, *op. cit.*, p. 180.
- (119) この点に関して、積極的な暴君の打倒を主張する「暴君放伐論」との間には、相違がある。暴君放伐論に関しては、以下の書を参照。佐々木, 1973, 24-50頁, 1981, 140-148頁。Mesnard, *op. cit.*, pp. 309-372; M. Yardéni, *La Conscience nationale en France pendant les guerres de religion, 1559-1598*, Paris, Louvain, 1971, pp. 183-199; Bély, *op. cit.*, pp. 850-853, article “Monarchomaque” par A. Jouanna; Hauser, *op. cit.*, 1964; Kingdon, *op. cit.*
- (120) この臨時性は、後に恒常的な代表機関として現れた、地方的政治会議や全国会議とは対照的であり、全国政治会議の成立史において特異である。
- (121) *Inst. Chrét.*, IV-XX-30, col. 1159-1160.
- (122) 例として、前者には、モーセ、オテニエル、王たち、士師たち、後者には、エジプト人、アッシリア人、メディア人、ペルシャ人を挙げている。
- (123) 「目覚まし」のパンフレットの目的は新教諸国にフランスの介入を訴えることであり、著者が規約に注目したのは、まさにこの句の部分であった。著者は、規約のテキストの直後に、この句の内容をより過激に敷衍して繰り返す（例えば、「神がもし彼ら（暴君）を滅ぼされよう（exterminer）と望まれるなら」等の表現が用いられている、*Reveille-Matin*, I, p. 156）。こうして、テキストは、外国からの介入による国王の処罰、及びフランス支配を強調する形で、パンフレットに組み込まれた。ギャリソン（注118参照）、キングドン、アークは、この敷衍文をテキストの一部と誤って捉え、著者の主張をそのまま規約の内容とする誤りを冒している（Kingdon, *op. cit.*, p. 76; Haag, *op. cit.*, I, p. 253）。
- (124) 抛金を募り、大陸のプロテスタント諸国に援軍を要請するという計画は、事件後早い時期から現れており、1573年3月のリアルモン会議では、すでに議題に上っている（A. M. Millau, BB3, f. 174-177v.）。ただし、規約においては、まだその段階に達していない。また、実際にプロテスタントは、ポーランドの予期せぬ介入により、かろうじて休戦へ逃げ込むことができた。
- (125) 注2参照。
- (126) 事件後1573年1月にアンデューズにおいて開かれた地方三部会においても、相変わらず、抵抗の主体は「地方」である、と主張されている。注3参照。
- (127) Jouanna, *op. cit.*, 1989, pp. 119-146.
- (128) 王権は、プロテスタントとギーズ家との均衡策を取っていた。
- (129) 注14, 115参照。